



筑波大学
University of Tsukuba

利益相反マネジメントにより社会的信頼の確保と安心できる研究環境を

利益相反とは

教職員の個人的利益と大学に対する職業上の責任との間に衝突が生じている状況。

(例)

- ・ 共同研究の相手先の未公開株式を1株以上所有している
- ・ 配偶者が年間500万円の給与を受けている企業から大型の備品を購入する
- ・ 技術移転をした大学発ベンチャーで兼業をして200万円の顧問料を得ている
- ・ 奨学寄附金をもらっている製薬会社の製造する薬品について臨床研究を行っている・・・etc.

筑波大学では、**産学連携**と**臨床研究**等に重点を置いて利益相反マネジメントを実施しています。この利益相反マネジメントにより、透明性を確保し、社会的責任を果たすとともに、教職員が安心して研究活動等に取り組むことのできる環境作りを目指しています。

平成19年度分の産学連携にかかわる「個人的利益に関する報告」から、報告義務の範囲が拡大されています

変更点

*平成20年5月末提出分からです。

①対象の拡大

本人のみが対象



配偶者及び生計を一にする2親等内の親族も対象

②金額の変更

単一の企業等から受けた個人的利益の合計が100万円以上の場合



複数の企業等から1年間に受けた個人的な利益の合計が100万円以上の場合

報告の対象となる特定の金銭的利益とは

ア. 金銭的利益を得た対象の企業等が次のいずれかに該当すること

- (1) 筑波大学の研究成果の移転を受けたことがある
- (2) 筑波大学と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金などにおいて契約関係がある
- (3) 筑波大学に対して、製品又はサービスを提供する関係にある



イ. 左記アの企業等と次のいずれかの関係にあること

- (1) 左記アの企業等から得た兼業の金銭的利益又は研究成果の実施料若しくは売却の金銭的利益の合計が年額100万円以上である（複数の企業等から個人的利益を得た結果、合計が100万円以上である場合を含む）
- (2) 左記アの企業等の未公開株式を保有している

<緊急案件>

【臨床研究などヒトを対象とした研究における
利益相反マネジメント】

ー利益相反マネジメントが行われていない大学では厚生労働科学研究の補助金を申請できなくなりますー

「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest: COI）の管理に関する指針」（平成20年3月31日）



平成22年度以降の厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出前にCOI委員会が設置されない場合、平成22年度以降の補助金の交付（平成21年度に申請する分）を受けられないことになりました。

厚労省では、被験者が不当な不利益を被らないようインフォームド・コンセント等に十分留意した上で、公的研究である厚生労働科学研究において研究者と企業との間のCOIについて透明性の確保を基本として、科学的な客観性を保証するように管理を行うべきであるとしています。

筑波大学では、

- ①大学全体の方針である産学連携における利益相反マネジメント（比較的緩やかな基準。平成17年度から運用）
- ②臨床研究などヒトを対象とした研究における利益相反マネジメント（一層の透明性を図るため、各研究科の実情に即して利益相反マネジメント方針を定める）

の2本建てでマネジメント。

上記②に関してはすでに平成19年度の利益相反委員会で決定され、研究担当副学長から各研究科長あて策定を進めるよう通知をしています。

現在、数理物質科学研究科においてヒトを対象とする研究について利益相反マネジメント方針を整備済みです。

利益相反に関する相談窓口

（*具体的な状況把握のため、なるべくE-mailでご相談ください。）

研究事業部産学連携課 ILC支援・利益相反係長 佐藤俊彦

E-mail: ilc@ilc.tsukuba.ac.jp

TEL: 029-853-2905/FAX: 029-853-6565

産学リエゾン共同研究センター 利益相反アドバイザー・教授 菊本 虔ひとし

E-mail: hkikumt@ilc.tsukuba.ac.jp

TEL: 029-853-6064/FAX: 029-853-6064

* 臨床研究等に係る利益相反マネジメントについては各研究科の利益相反委員会委員へお問い合わせください。

HPもご覧ください（筑波大学COI取扱説明書等掲載）→<http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/documents.htm>